

○府中市立図書館条例施行規則

平成19年10月30日

教育委員会規則第7号

改正 平成21年7月23日教委規則第8号 平成28年3月18日教委規則第3号

平成31年4月1日教委規則第3号

府中市立図書館条例施行規則(昭和39年6月府中市教育委員会規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市立図書館条例(昭和39年4月府中市条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平31教委規則3・一部改正)

(奉仕)

第2条 府中市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定による事業及び図書館の設置の目的を達成するため必要な事業を行う。

2 府中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項の事業の実施に際し、当該事業の運営について市民の意見等を反映させるよう努めるものとする。

(図書館資料の貸出しの対象者)

第3条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤若しくは通学をしている者又は府中市との間において市立図書館の相互利用に関する協定等を締結した市に居住する者とする。

2 前項に規定する者のほか、次に掲げる要件を満たす事業所、機関又は団体(以下「団体等」という。)及び府中市立保育所、府中市立学校その他府中市の機関(以下「市の機関等」という。)に図書館資料を貸し出すことができる。

(1) 府中市の区域内に活動の本拠を置き、同区域内を専らその活動の範囲としていること。

(2) 団体等の設立の目的が教育の振興及び文化の向上に寄与するものであること。

(3) 図書館資料の利用により、当該団体等の活動に多大な効果が見込まれ、かつ、その利用に継続性があること。

3 前項の規定による市の機関等への図書館資料の貸出しについては、教育委員会が別に定める。

(平28教委規則3・一部改正)

(利用者の登録)

第4条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、前条第1項の規定による貸出し(以下「個人貸出し」という。)にあつては利用者登録(新規・更新)申込書(第1号様式)、前条第2項の規定による貸出し(以下「団体貸出し」という。)にあつては団体登録(新規・更新)申込書(第2号様式)に、それぞれ必要な書類等を添えて、教育委員会に登録を申し込まなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みについて適当と認めるときは、当該申込者を登録し、府中市立図書館利用カード(第3号様式。以下「利用カード」という。)を交付する。

3 前2項に規定する手続は、府中市立中央図書館にあつては、午前9時から午後7時までの間に行うものとする。

4 第2項の規定による登録の有効期間は、登録の日から5年間とする。

5 第2項の規定により登録を受けた者(以下「利用者」という。)が前項の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、有効期間の満了する日までに、利用者登録(新規・更新)申込書又は団体登録(新規・更新)申込書に必要な書類等を添えて、教育委員会に利用者の登録の更新を申し込まなければならない。更新を繰り返す場合も同様とする。

6 第2項から第4項の規定は、前項の利用者の登録の更新について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第5項」と、「登録し」とあるのは「登録を更新し」と、第4項中「第2項の規定による登録」とあるのは「第6項において準用する第2項の規定により更新した登録」と読み替えるものとする。

(登録内容の変更)

第5条 利用者(更新により登録を受けた利用者を含む。以下同じ。)は、前条第2項の規定により登録した内容に変更があつたときは、利用者登録変更届出書(第4号様式)に当該変更内容を明らかにする書類等を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、既に交付している利用カードの記載内容を変更するものとする。

(利用カードの紛失等)

第6条 利用カードを紛失した者は、利用カード紛失届出書(第5号様式)により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、利用カードの紛失の届出について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「申込み」を「届出」と読み替えるものとする。
- 3 利用カードが、利用者本人以外によって使用され、図書館資料に係る損害が生じた場合は、その責めは、利用者本人に帰するものとする。ただし、第1項の利用カード紛失届出書が提出されている場合は、この限りでない。
- 4 利用カードは、他の者に貸与し、又は譲渡してはならない。

(図書館資料の貸出し等)

第7条 図書館資料の貸出しの区分、数量及び期間は、次表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、図書館資料の貸出しの数量及び期間を変更することができる。

貸出区分	貸出数量		貸出期間
個人貸出し	図書	10冊以内	14日以内
	視聴覚資料	6点以内	7日以内
団体貸出し	図書	350冊以内	3月以内
	視聴覚資料	10点以内	14日以内

- 2 利用者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用カードの提示により、教育委員会に申し込まなければならない。ただし、図書館資料のうち録音図書の貸出しについては、教育委員会が別に定める。
- 3 団体貸出しを受けた利用者は、教育委員会からその利用状況の報告を求められたときは、速やかに当該状況を報告しなければならない。

(平28教委規則3・全改)

(貸出し等の制限)

第8条 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。

- (1) 館内利用の表示のあるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に指定する図書館資料
- 2 教育委員会は、写真等による複写をさせない図書館資料を指定することができる。

(利用中の資料の返還)

第9条 教育委員会は、特に必要と認めるときは、利用者に対し、利用中の図書館資料を返還させることができる。

(未返納者に対する処置)

第10条 教育委員会は、貸出しを受けた図書館資料を貸出期間内に返却しない利用者があるときは、当該利用者に対し、返却に係る督促の通知を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による通知を受けた利用者が通知後もなお当該図書館資料を返却しないときは、その者に係る図書館資料の貸出しを制限することができる。

(学習室等の使用)

第11条 図書館における次に掲げる施設等及びこれらに付属する設備を使用しようとする者は、当該使用に係る番号札の交付を受け、使用を終了する際にこれを係員に返却しなければならない。

- (1) 学習室
- (2) 対面朗読室
- (3) 研究個室
- (4) グループ研究室
- (5) ボランティア活動室
- (6) インターネット端末

2 教育委員会は、前項各号の施設等の使用を制限することができる。

(調査相談)

第12条 図書館を利用する者は、教養、調査研究、レクリエーション等のために必要があるときは、図書館に調査相談を求めることができる。ただし、次に掲げる事項を除くものとする。

- (1) 古書、古文書、美術品等の鑑定及び市場価格の調査
- (2) 法律相談、医療相談等
- (3) 文献の解読及び翻訳
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認める事項

2 調査相談を求めようとする者は、文書、口頭、電話又はインターネット等により申し込むものとする。

3 前2項の規定による調査相談に伴う複写、郵送等に係る費用は、当該調査相談を求めるとする者の負担とすることができる。

(子どもへの安全性等の配慮)

第13条 教育委員会は、特に子どもの図書館利用に関し、健全育成及び安全性等に配慮するものとする。

(遵守事項)

第14条 図書館の入館者は、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内において、静粛にし、他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(寄贈を受けた図書館資料)

第15条 教育委員会は、寄贈を受けた図書館資料があるときは、当該図書館資料が広く市民に供されるよう努めるものとする。

(府中市図書館協議会の運営等)

第16条 条例第6条に規定する府中市図書館協議会(以下「協議会」という。)は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ審議し、答申するほか、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平31教委規則3・追加)

(協議会の会議)

第17条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平31教委規則3・追加)

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

(平31教委規則3・旧第16条繰下)

付 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

付 則(平成21年7月23日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月18日教委規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年4月1日教委規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。